

令和8年度 第12回役員会議事要旨

日 時 令和8年9月24日（木） 10時30分～11時25分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、大島理事、鯉川理事、青木理事、野口理事、田中理事、竹下理事

欠席者

陪席者 大川内監事、南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

- （1）国立大学法人佐賀大学職員給与規程等の一部改正について（診療報酬改定に伴う処遇改善手当等の見直し）

診療報酬改定に伴う処遇改善を実施するため、附属病院職員に係る諸手当の見直し等を行うことについて審議するもの。

- （2）国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について（職務付加手当の対象役職の追加及び見直し）

全学教育機構再編に伴うセンター長への職務付加手当の新設及び学長補佐等の兼務に係る手当の取扱いを見直すことについて審議するもの。

- （3）大学間学術交流協定校との学術交流協定締結について（更新）

華東理工大学（中国）及びラオス国立大学（ラオス）との学術交流協定について、学生交流の制度的な基盤を確立し、交流を通じて国際共同研究の普及が進むとともに、本学における大学院教育の高度化が期待されるため、5年間の協定更新を行うことについて審議をするもの。

- （4）国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告（令和8年度）について

令和8年度国立大学法人ガバナンス・コード報告書の記載内容について審議するもの。

審議の結果、上記4案件は了承された。

【審議】

(5) 佐賀大学エスタブリッシュド・フェローの称号授与について

青木理事から、本制度は卓越した研究者の顕彰を通じて研究活動の活性化等に一定の役割を果たしてきたものの、第5期中期目標期間を見据え、研究力の更なる向上を図るため、個人の顕彰を中心とした制度から、研究分野・研究グループ及び若手研究者育成を含めた戦略的な研究支援体制への転換を進めるとともに、研究支援制度全体の再編・重点化を図る観点から、本制度を終了する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(6) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の適用除外について (リージョナル・イノベーションセンター)

夏秋社会連携課長から、リサーチ・アドミニストレーター（URA）1名について、令和9年3月31日をもって有期労働契約の契約期間が10年を経過することから、新素材プラットフォーム事業において中心的な役割を果たすとともに、企業との折衝等の重要な業務を担っていることを踏まえ、国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の期間の取扱いに関する規程第5条第1項第9号に基づき契約期間の適用除外をする旨の説明があり、審議の結果、了承された。

2 報告事項

(7) 令和8年度内部統制システムにおけるモニタリング（第1回）実施結果について

大島理事から、令和8年度内部統制システムにおけるモニタリングの第1回を実施した旨及びモニタリング項目、モニタリング実施結果について報告があった。

(8) 国立大学法人佐賀大学学長補佐について

牟田口総務課長から、令和8年10月1日付の学長補佐の指名について報告があった。

(9) 令和7事業年度決算について

大津財務課長から、令和7事業年度決算について、令和8年8月31日付で文部科学大臣から承認の通知があった旨の報告があった。

(10) 令和8年度国立大学法人佐賀大学研究費不正防止にかかるコンプライアンス教育・啓発活動の実施状況について

大津財務課長から、国立大学法人佐賀大学研究費不正防止にかかるコンプライアンス教育・啓発活動の実施状況を半年毎に役員会で報告している旨の説明があり、令和8年度上半期の取組及び今後の予定について報告があった。

(11) その他
特になし

以 上